主

原判決中被告人Aに関する部分を破棄する。被告人Aを懲役四月に処する。

原審における被告人Aの未決勾留日数のうち二〇日を右本刑に算入す

る。

被告人Bに関する各控訴を棄却する。

当審における訴訟費用中、証人Cに支給した分は被告人両名の連帯負担とし、その余は被告人Aの負担とする。

理由

本件各控訴の趣意は、福島地方検察庁郡山支部検察官検事外山林一名義および被告人Bの弁護人田島勇名義の各控訴趣意書に記載されたとおりであるから、これを引用する。

一、 弁護人の控訴趣意第一点(事実誤認の主張)について

二、 弁護人の控訴趣意第二点(法令適用の誤りの主張)について

〈要旨〉被告人Bが斡旋をしてDら三名をしてそれぞれFから拳銃等を購入するに至らしめた経〈/要旨〉過顛末は、前段で説明したとおりである。しかして、幇助犯の成立には正犯の成立を必要とし、その意味で幇助犯は構成要件的には幇助行為と正犯の行為との結合類型であるとの観点に立つて、右事実関係を観察すると、被告人BのDら三名に対する拳銃等購入についての斡旋行為は、包括的な一回の行為ではあるが、右三名が拳銃等を購入してこれを所持するについて、個別的にこれを容易ならしめたものとみるべきであり、したがつて、右斡旋行為は一個の拳銃等所持の幇助罪を構成するにすぎないものと解すべきではなく、これを可分的に評価し、三個の右幇助罪を構成するものと解するのが相当である。原判決が被告人Bの原判示所為を併合罪として処断したのは正当である。論旨は理由がない。

(その余の控訴趣意に関する部分は省略する。)

そこで、本件各控訴のうち、被告人Bに関する検察官および弁護人の各控訴はいずれも理由がないから、刑事訴訟法第三九六条によりこれを棄却し、当審における訴訟費用中証人Cに支給した分は、同法第一八一条第一項本文、第一八二条により同被告人をして被告人Aと連帯してこれを負担させることとする。次に被告人Aに関する検察官の控訴は理由があるから、同法第三九七条、第三八一条により原判決中同被告人に関する部分を破棄し、同法第四〇〇条但書に則り、右部分につきさらに次のとおり判決する。

原判決の確定した被告人Aの罪となるべき事実に原判決摘示の各該当本条および観念的競合に関する規定を適用したうえ、重い銃砲刀剣類等所持取締法違反罪の刑に従い、所定刑中懲役刑を選択し、同被告人に関する前科照会回答書により明らかであるとおり同被告人には前示の各懲役刑による前科があるから、刑法第五六条、第五九条、第五七条により累犯の加重をし、その刑期範囲内で同被告人を懲役四月に処し、同法第二一条により原審における同被告人の未決勾留日数のうち二〇日を

右本刑に算入し、当審における訴訟費用については刑事訴訟法第一八一条第一項本文、第一八二条により同被告人をして証人Cに支給した分は被告人Bと連帯して、その余は単独でこれを負担させることとし、主文のとおり判決する。 (裁判長判事 有路不二男 判事 寺島常久 判事 西村法)